

社会保険 いばらき

12

賞与支払届を忘れずに提出して下さい

2018 December
NO.485

- 厚生年金保険短期在留外国人の脱退一時金について
- 下館年金事務所内協会けんぽ特設窓口を閉鎖いたします
- 退職者の保険証回収にご協力を
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「花の造形」(撮影・水戸市水戸植物園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

賞与支払届を忘れずに提出してください。

事業主が被保険者に賞与を支給したときは、5日以内に「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」を提出してください。この届出により標準賞与額と賞与の保険料額が決定されます。標準賞与額は、将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、忘れずに届出をお願い致します。

届出の対象となるもの

期末手当、決算手当、賞与、その他名称を問わず、労務の対象として被保険者に、年間を通じて3回まで支払われるものが対象です。

届出用紙等の送付

年金事務所では、賞与支払予定月の前月に、「賞与支払届」の届出用紙等を事業所へ送付しています（詳細は下記のとおりです）。

届出用紙で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 「賞与支払届」
電子媒体で提出する事業所	「賞与支払届総括表」 被保険者の氏名・生年月日を収録したCD（希望の場合）

賞与にかかる保険料

実際に支給された賞与額から千円未満を切り捨てた額が、標準賞与額となります。この標準賞与額に保険料率を乗じて、賞与にかかる保険料額を算定します。

標準賞与額には上限が決められており、健康保険では年度（4月から翌年3月まで）の累計額が573万円、厚生年金保険では1か月につき150万円となっています。同一月内に賞与が2回以上支給された場合は、合算した額で上限が適用されます。

「ねんきん定期便」での確認

日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」（はがき）にも、標準賞与額が千円単位で表示されています。標準報酬月額とともに、直近の月別状況を確認できます。

平成30年度「ねんきん定期便」



留意事項

- 資格喪失月に賞与が支払われた場合は、保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支払われた賞与は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 育児休業等による保険料免除期間に賞与が支払われた場合は、健康保険の年度累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要になります（保険料はかかりません）。
- 同一月内に同一被保険者に2回以上賞与が支払われた場合は、合算した額を届けてください。
- 70歳以上の被保険者に賞与が支払われた場合は「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」を提出してください（様式は一般被保険者と同じ）。
- 賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合も、「賞与支払届総括表」による「不支給」の届出が必要になります。

届書の送付先

「賞与支払届総括表」と「賞与支払届」は、

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

へ送付してください。

厚生年金保険

短期在留外国人の脱退一時金について

近年、日本の企業で働く外国の方が多くなってきましたが、日本の国籍を有しない方で厚生年金に加入していた期間が6カ月以上ある方は、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

◎支給要件

脱退一時金が支給される条件は、①厚生年金保険の被保険者期間が6カ月以上あり、②日本国籍を持たず、③国民年金の被保険者でなく、④老齢厚生年金などの年金の受給権を満たしていないことです。

ただし、次のいずれかに該当するときは支給されません。

(1)日本国内に住所があるとき

(2)国民年金の被保険者になっているとき

(3)障害厚生年金などの年金を受けたことがあるとき

(4)最後に国民年金の資格を喪失した日から2年以上経過しているとき

(ただし、資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた人は、同日後に初めて日本国内に住所を有しなくなった日から2年を起算します)

◎脱退一時金の額

脱退一時金の額は、次の式で計算されます。

(1)被保険者であった期間の平均標準報酬額 × (2)支給率

(1)被保険者であった期間における平均標準報酬額は、次のAとBを合算した額を全体の被保険者期間の月数で除した額です。

A:平成15年4月より前の被保険者期間の標準報酬月額に1.3を乗じた額

B:平成15年4月以後の被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額を合算した額

(2)支給率とは、最終月(資格喪失した日の属する月の前月)の属する年の前年10月(1月から8月であれば前々年の10月)の保険料率に2分の1を乗じた保険料率に以下の表の数かけたものをいいます。

被保険者期間	掛ける数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

◎請求手続き

脱退一時金請求書に次の書類を添えて、日本年金機構へ請求手続きを行ってください。

①パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)

②パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日が確認できるページ)

※日本国内から請求書を提出する場合は、パスポート(旅券)の写し(最後に日本を出国した年月日が確認できるページ)に替えて、下表の書類等を市町村から取得し、添付してください。

転出(予定)日の前日までに、市町村より添付書類を取得する場合	日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写し
転出(予定)日以降に、市町村より添付書類を取得する場合	住民票の除票

③「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書。または「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください)

※日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。また、ゆうちょ銀行では脱退一時金を受け取ることはできません。

④年金手帳または基礎年金番号が確認できる書類

詳しくは日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165)におかけいただくか、お近くの年金事務所へお問合せください。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

お知らせ

下館年金事務所内

協会けんぽ特設窓口を

閉鎖いたします。



最終営業日 平成31年1月31日(木)

協会けんぽ茨城支部では、お客様のご利用状況を踏まえ、下館年金事務所内に設置しております協会けんぽの窓口を1月末をもって閉鎖いたします。

ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

◆協会けんぽへの手続きは、すべて郵送で行うことができます。
郵送での申請にご協力をお願いいたします。

【郵送先】

〒310-8502 協会けんぽ茨城支部

《郵便番号は個別番号のため、住所の記入は必要ありません。》

【所在地】水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎ 029-303-1500(代表)

◆お問い合わせ先

業務グループ 029-303-1582
傷病手当金や高額療養費などの給付金に関すること
限度額適用認定証、保険証の再交付など

レセプトグループ 029-303-1583
第三者行為(交通事故等)、医療費通知の発行

保健グループ 029-303-1584
健診、保健指導、健康づくり

企画総務グループ 029-303-1580
保険料率、広報、ジェネリック医薬品

退職者の保険証回収にご協力ください



資格を失ったあとに、誤って健康保険証を使用してしまうケースを防ぐため、資格を喪失された方の健康保険証は確実に回収をお願いいたします。

資格喪失理由	健康保険証を使用できるのはいつまで？
退職したとき	退職日まで
75歳になったとき (または、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき)	75歳の誕生日の前日まで(または、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日まで)
死亡したとき	死亡した日まで
就職や婚姻などの理由でほかの健康保険に加入したとき	新しい健康保険に加入した日の前日まで

※加入者ご本人(被保険者)さまが資格を失った場合は、同日でご家族(被扶養者)さまの資格も失われます。

保険証回収のポイント

■資格喪失後に保険証を使用すると…

資格喪失後に誤って保険証を医療機関等で使用された場合は、後日、健康保険で支払われた医療費を協会けんぽから資格喪失された方へ直接返還請求しております。

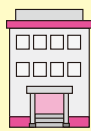
繰り返し請求しても、返還いただけない場合は、裁判所へ支払い督促申し立てや少額訴訟等の法的手続きを経て、強制執行(給与、預貯金等の差押え)による回収を行っております。

加入者ご本人さまが返還することになった医療費

年間 **約41億円** (協会けんぽH29年度実績)

■保険証回収後の流れ

(例)従業員が退職したとき



事業所



埼玉広域事務センター

退職者(被扶養者がいる場合は被扶養者分も併せて)の保険証を回収

被保険者資格喪失届と保険証を埼玉広域事務センターへ郵送

健診機関による生活習慣病予防健診の受診案内を実施します

協会けんぽの健診費用補助事業である「生活習慣病予防健診」の良さをもっと知っていただくため、契約健診機関から事業所に健診のご案内を行います。

■時期

平成30年11月～平成31年3月

■対象

昨年度、生活習慣病予防健診の利用率が低かった事業所

■手法

契約健診機関から電話や文書等での健診のご案内

ご案内があった際には
ご対応のほどよろしく
お願いいたします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

茨城県社会保険協会からのお知らせ

下館支部便り

第35回室内楽の夕べを開催しました



10月12日(金)筑西市のダイヤモンドホールにおいて、下館社会保険委員会と一般財団法人茨城県社会保険協会下館支部との合同による「第35回室内楽の夕べ」が開催されました。

この催しは、心の健康づくりを目的に筑西市・古河市を交互に会場として開催され、下館社会保険委員会・社会保険協会下館支部の役員事業所の皆様のご協力をいただき、毎年たくさんの方々より申込をいただいております。

今年は、バンドネオン奏者 早川 純さんとピアノ奏者久保田 美希さんをお招きして、アンコールも含め13曲を演奏していただきました。早川さんが演奏するバンドネオンという楽器は、特にタンゴの曲には欠かせない楽器とのことで、タンゴの軽快な曲があったかと思えば、ピアノの静かな曲があったりと、どの演奏も素晴らしく、秋の夜の素敵なひと時を過ごしました。

来年は古河市のスペースU古河(予定)に会場を移して開催します。来年も数多くのご来場をお待ちしております

事業所名称・所在地等を変更された時は、茨城県社会保険協会へもご連絡をお願い致します。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「協会事業のご案内」等を会員事業所さまへ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために事業所名称や所在地を変更された時は、年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へもご連絡をお願い致します。変更届の用紙につきましては、当協会へご連絡をいただくか、茨城県社会保険協会のホームページ（「入会の申込」→「変更届」）からダウンロードしていただき、郵送またはFAXによりご提出をお願い致します。

お問い合わせ・お申込みは

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

電話 029-226-8005 FAX 029-231-2522

茨城県社会保険協会

検索